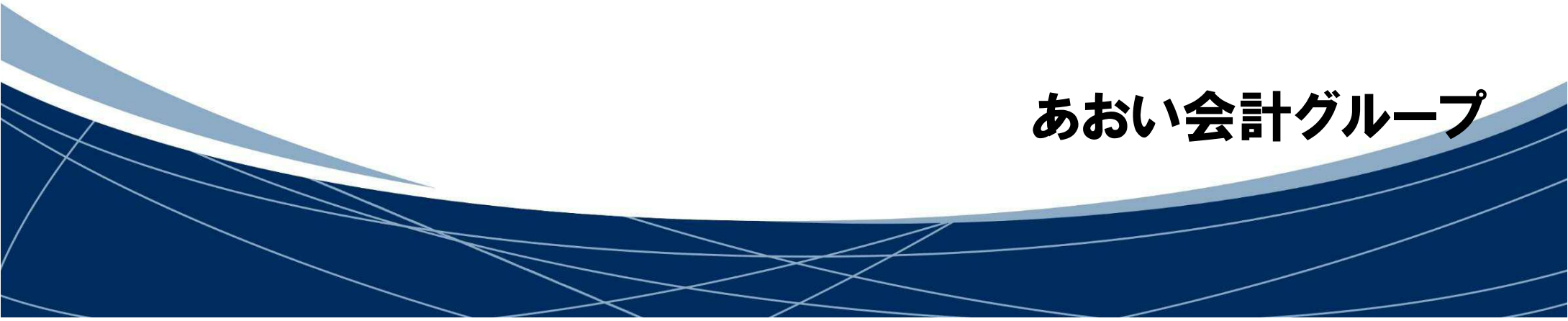

令和4年度税制改正 のポイント解説

あおい会計グループ



令和4年度税制改正大綱の結果

令和3年12月10日に与党(自由民主党・公明党)から「令和4年度税制改正大綱」が公表された。
今回の改正では「住宅ローン控除」と「賃上げ税制」が特に重要な改正項目となった。

所得税	住宅 税 制	住宅ローン控除の見直し	
		住宅ローン控除の手続の簡素化	
住宅取得等資金贈与非課税制度の縮減			
住宅税制の優遇措置の延長			
資産税	土地に係る固定資産税の負担調整措置の緩和		
	法人版事業承継税制の確認申請期限の延長		
	財産債務調書制度の提出義務者の拡大		
法人税	賃 上 げ 税 制	中小企業の所得拡大促進税制の拡充	
		人材確保等促進税制の改組	
		大企業の研究開発税制等の不適用措置の強化	
	交際費課税の特例措置の延長		
	少額な資産(足場・ドローン)のレンタル節税規制		
	法人税の租税特別措置の延長・廃止		
源泉税	完全子法人株式等配当の源泉徴収の不適用		

事業税	外形標準課税の所得割の税率の見直し
納税環 境整備	上場株式等の配当所得等の課税方式の一体化
	消費税のインボイス制度の登録手続の緩和
	電子取引のデータ保存の経過措置
	帳簿不提出や悪質な納税者への対応
	税理士制度の見直し



(参考) 各省庁の主な税制改正要望のうち見送られたもの

所得税	× 金融所得課税の一体化(デリバティブ取引)
	× 生命保険料控除制度の拡充
	× 基金拠出型医療法人における負担軽減措置
資産税	× 上場株式等の相続税に係る見直し
	× 死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ
法人税	× スピンオフの実施円滑化のための税制措置の拡充

住宅ローン控除の見直し①

住宅ローン控除について、住宅の省エネ性能向上、長期優良住宅の取得促進、中古住宅の有効活用・優良化の観点や、現下の経済状況を踏まえ、見直される。

<住宅ローン控除の改正案>

① 借入限度額

住宅の省エネ性能等に
応じた上乗せ措置に



ZEH水準省エネ住宅と
省エネ基準適合住宅を追加

ZEH（ゼッチ／ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）：断熱・省エネ・創エネでエネルギー消費量が正味ゼロの住宅
※断熱等級5かつ一次エネルギー等級6の性能をもつ住宅
※太陽光パネル設置は任意

② 控除率

一律1%（現行）で
会計検査院が逆ざやを指摘
※約8割が借入金利1%未満



一律0.7%に引下げ

断熱等級4以上かつ
一次エネルギー等級4以上の
性能をもつ住宅

③ 控除期間

控除率引下げやコロナ禍の
厳しい経済環境への配慮
（現行：原則10年）



13年に

④ 所得要件

高所得者層を対象外に
（現行：所得3,000万円以下）



所得2,000万円以下
に引下げ



住宅ローン控除の見直し②

<新築住宅・買取再販住宅の住宅ローン控除>

★印：消費税率10%引上げに伴う反動減対策としての上乗せ(令和3年までで終了)

項 目		現行制度			改正案(4年延長)			
		令和3年入居			4～5年入居		6～7年入居	
		消費税率8%	10%★					
借入限度額 ・控除期間	認定住宅(長期優良・低炭素)	5,000万円	10年	13年	5,000万円	13年	4,500万円	10年
	ZEH水準省エネ住宅				4,500万円		3,500万円	
	省エネ基準適合住宅				4,000万円		3,000万円	
	その他	4,000万円	10年	13年	3,000万円		2,000万円 ※新築:令和6年以後建築確認を除く。	
控除率		一律1%			一律0.7%			
住民税の控除限度額		所得×7%(最高13.65万円)			所得×5%(最高9.75万円)			
所得要件(合計所得金額)		3,000万円以下			2,000万円以下			





◆最大控除額の比較

	令和3年入居	4～5年入居	6～7年入居
認定住宅	500万円/600万円	455万円	409.5万円
ZEH水準省エネ住宅		409.5万円	318.5万円
省エネ基準適合住宅		364万円	273万円
その他	400万円/480万円	273万円	140万円

《実務上のポイント》

- ・床面積要件(下限)は50㎡。令和5年までに建築確認を受ける新築住宅は40㎡以上(合計所得金額1,000万円以下に限る)。
- ・令和6年以後に建築確認を受けるもの(登記簿上の建築日付が令和6年6月30日以前を除く)で、一定の省エネ基準を満たさない新築住宅は、住宅ローン控除の対象外となる。

住宅ローン控除の見直し③

<中古住宅の住宅ローン控除>

項 目		令和3年入居(現行)		4~7年入居(改正案:4年延長)	
借入限度額 ・控除期間	認定住宅 ^(長期優良・低炭素) ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅			3,000万円	10年
	その他	2,000万円	10年	2,000万円	

※「控除率」「住民税の控除限度額」「所得要件」は新築住宅と同様。「床面積要件(下限)」は50㎡以上

※中古住宅の築年数要件(耐火:25年以内、非耐火:20年以内)は廃止。「昭和57年以後建築の住宅(新耐震基準適合住宅)」に緩和

◆最大控除額の比較

	令和3年入居	4~7年入居
認定,ZEH,省エネ		210万円
その他	200万円	140万円



<認定住宅等に係る投資型減税(住宅ローンの有無に関係なく利用可能)>

項 目	令和3年入居(現行)	4~5年入居(改正案:2年延長)
対象住宅	認定住宅 ^(長期優良・低炭素)	認定住宅・ZEH水準省エネ住宅
税額控除額	標準的な性能強化費用相当額(650万円を限度)×10%(最大65万円・1年間)	

ZEH(ゼッチ/ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス):断熱・省エネ・創エネでエネルギー消費量が正味ゼロの住宅

住宅ローン控除の見直し④

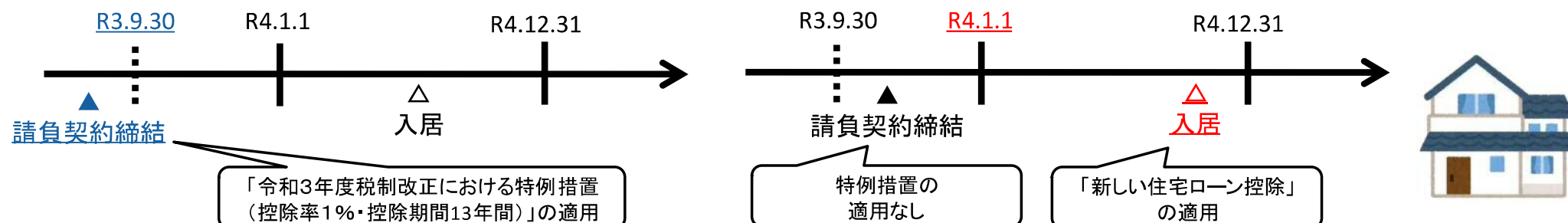
<住宅ローン控除の適用関係>

改正案における新しい住宅ローン控除は、**原則として「入居年」で判断**する。**入居年が令和4年以降なら新しい住宅ローン控除**(控除率0.7%)を、**令和3年までなら従来どおりの住宅ローン控除**(控除率1%)となる。ただし、「**令和3年度税制改正における特例措置**(控除率1%・控除期間13年間)」の適用を受ける場合は、令和4年入居であっても「**特例措置**」が優先される。

質 問	回 答
令和3年までに入居し、既に住宅ローン控除(控除率1%)の適用を受けています。令和4年以降は控除率が0.7%に引き下がるのでしょうか。	令和4年以降も 従前の控除率(控除率1%) のままです。
令和2年10月～令和3年9月末の間に注文住宅の請負契約(※)を締結し、令和4年中に入居予定です。「令和3年度税制改正における特例措置」は適用されるでしょうか。 ※分譲住宅の場合は令和2年12月～令和3年11月末の間に売買契約を締結	適用されます(控除率1%・控除期間13年)。

出典：国土交通省「令和4年度税制改正における住宅ローン減税の延長Q&A」を基に作成

(例) 注文住宅



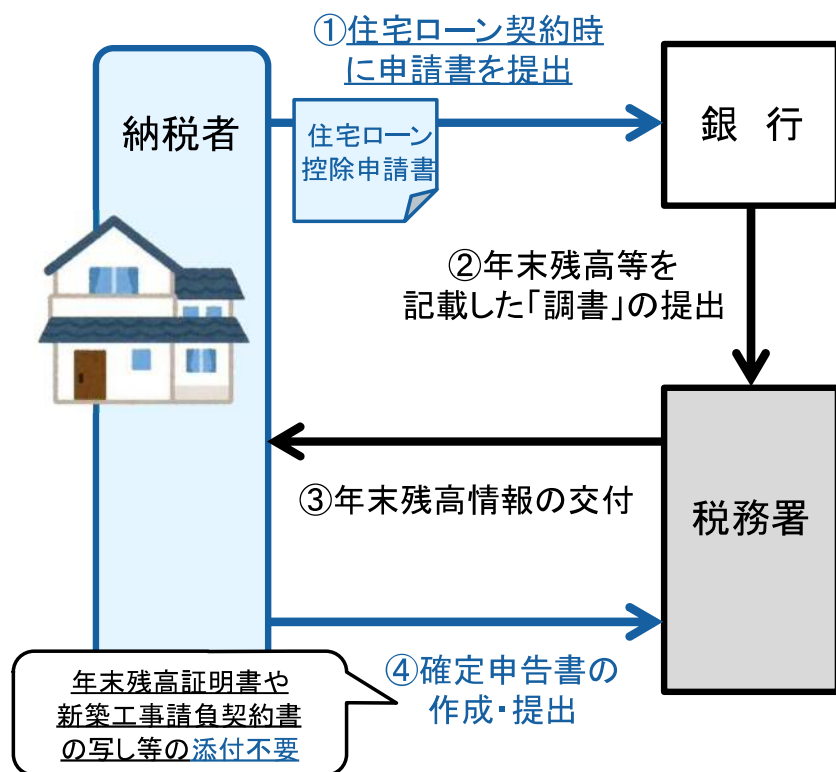
住宅ローン控除の手続の簡素化

e-Taxの利便性を向上させる取組みを進める観点から、住宅ローン控除の適用にあたり必要となる「住宅ローンの年末残高証明書」の納税者による税務署・勤務先への提出が不要とされる。

【適用時期】居住年が令和5年以後である者が、令和6年以後に行う確定申告・年末調整について適用

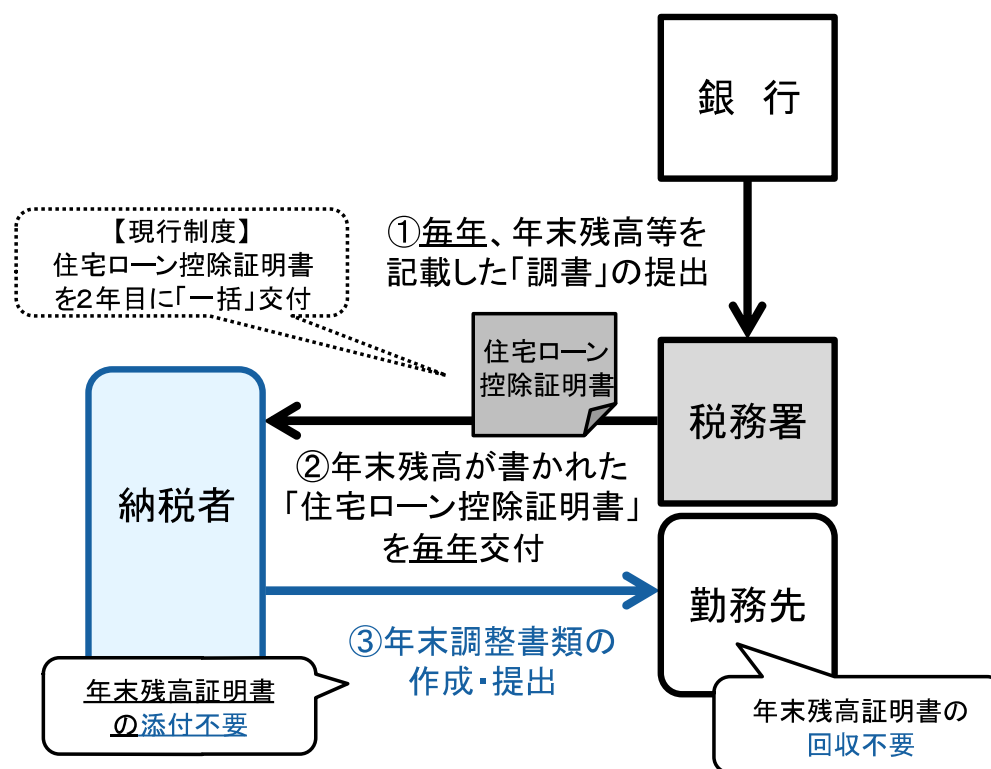
改正案

<1年目・確定申告>



改正案

<2年目以降・年末調整>



住宅取得等資金贈与非課税制度の縮減

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度について、格差の固定化防止等の観点から、非課税限度額が**1,000万円に引き下げられた**上で、**令和5年12月31日まで2年延長**される。

項 目		現行制度		改正案(2年延長)
		令和3年		4～5年
非課税 限度額	省エネ等住宅 (省エネ・耐震・バリアフリー)	消費税率10%	1,500万円	引下げ 1,000万円
		上記以外	1,000万円	
	その他	消費税率10%	1,000万円	500万円
		上記以外	500万円	
受贈者	所得要件	合計所得金額2,000万円以下		
	年齢要件	20歳以上		18歳以上 (R4.4.1～)

※中古住宅の築年数要件(耐火:25年以内、非耐火:20年以内)は廃止。「昭和57年以後建築の住宅(新耐震基準適合住宅)」に緩和

《 実務上のポイント 》

- ・非課税限度額は、改正案では**契約の締結時期を問わない**。
- ・「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例(贈与者の年齢要件撤廃)」も**2年延長**



住宅税制の優遇措置の延長①

次の住宅税制(所得税)について、適用期限が令和5年12月31日まで2年延長される。

<居住用財産の譲渡に関する特例措置>

優遇措置	優遇の内容
特定居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税特例	特定のマイホームの買換え・交換で生じた「譲渡益」に対する課税を将来に繰延べ可能 ※「買換え資産」が令和6年以後に建築確認を受ける新築住宅(登記簿上の建築日付が令和6年6月30日以前のもを除く)の場合は、 <u>一定の省エネ基準を満たす要件</u> を追加
居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等	マイホームの買換えで生じた「譲渡損」を他の所得から控除可能(以降3年間繰越控除)
特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等	住宅ローンが残っているマイホームを売却して「譲渡損」が生じた場合に他の所得から控除可能(以降3年間繰越控除)

<中古住宅のリフォーム減税>

ローン型と投資型が整理統合

必須工事について対象工事限度額の範囲内で「標準的な費用相当額」×10%を所得税額から控除(その他の工事も5%控除)



必須工事(★は太陽光発電設置の場合)				その他工事			最大控除額 (必須+その他)
対象工事(いずれか実施)		対象工事限度額	控除率	対象工事	対象工事限度額	控除率	
長期優良 住宅化	耐震+省エネ+耐久性	500万円(★600万円)	10%	・必須工事の 対象工事限 度額超過分 ・その他の リフォーム	必須工事に係る 標準的な費用相当額 と同額まで ※必須工事とあわせて 合計1,000万円が限度	5%	75万円(★80万円)
	耐震 or 省エネ+耐久性	250万円(★350万円)					62.5万円(★67.5万円)
	省エネ						62.5万円
	耐震／三世帯同居	250万円					60万円
	バリアフリー	200万円					

※省エネリフォームの工事要件のうち「全居室の全窓の断熱改修工事」→「窓の断熱改修工事」に緩和

出典: 国土交通省「令和4年度国土交通省税制改正概要」をもとに作成

住宅税制の優遇措置の延長②

次の住宅税制について、適用期限が令和6年3月31日まで2年延長される。

対象税目	優遇措置	優遇の内容
印紙税	工事請負契約書・不動産譲渡契約書に係る特例措置	20～50%減額(契約金額1千万円超5千万円以下:本則2万円→1万円)
登録免許税	住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置	所有権保存登記:本則0.4%→0.15% 所有権移転登記:本則2%→0.3%★ 抵当権設定登記:本則0.4%→0.1%★
	買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置	所有権移転登記:一般住宅0.3%→0.1%★
	認定低炭素住宅に係る特例措置	所有権保存登記:一般住宅0.15%→0.1% 所有権移転登記:一般住宅0.3%→戸建て0.1%
	認定長期優良住宅に係る特例措置	所有権保存登記:一般住宅0.15%→0.1% 所有権移転登記:一般住宅0.3%→戸建て0.2%、マンション0.1%
不動産取得税		課税標準からの控除額の特例:一般住宅1,200万円→1,300万円
固定資産税		新築1/2減額:戸建て5年間、マンション7年間
	新築住宅に係る税額の減額措置	新築1/2減額:戸建て3年間、マンション5年間
	中古住宅のリフォームに係る特例措置	耐震化:1/2減額、バリアフリー化:1/3減額 省エネ※:1/3減額、長期優良住宅:2/3減額 ※省エネリフォームの築年数要件を平成26年4月1日以前から所在する住宅に (現行:平成20年1月1日以前から所在する住宅)

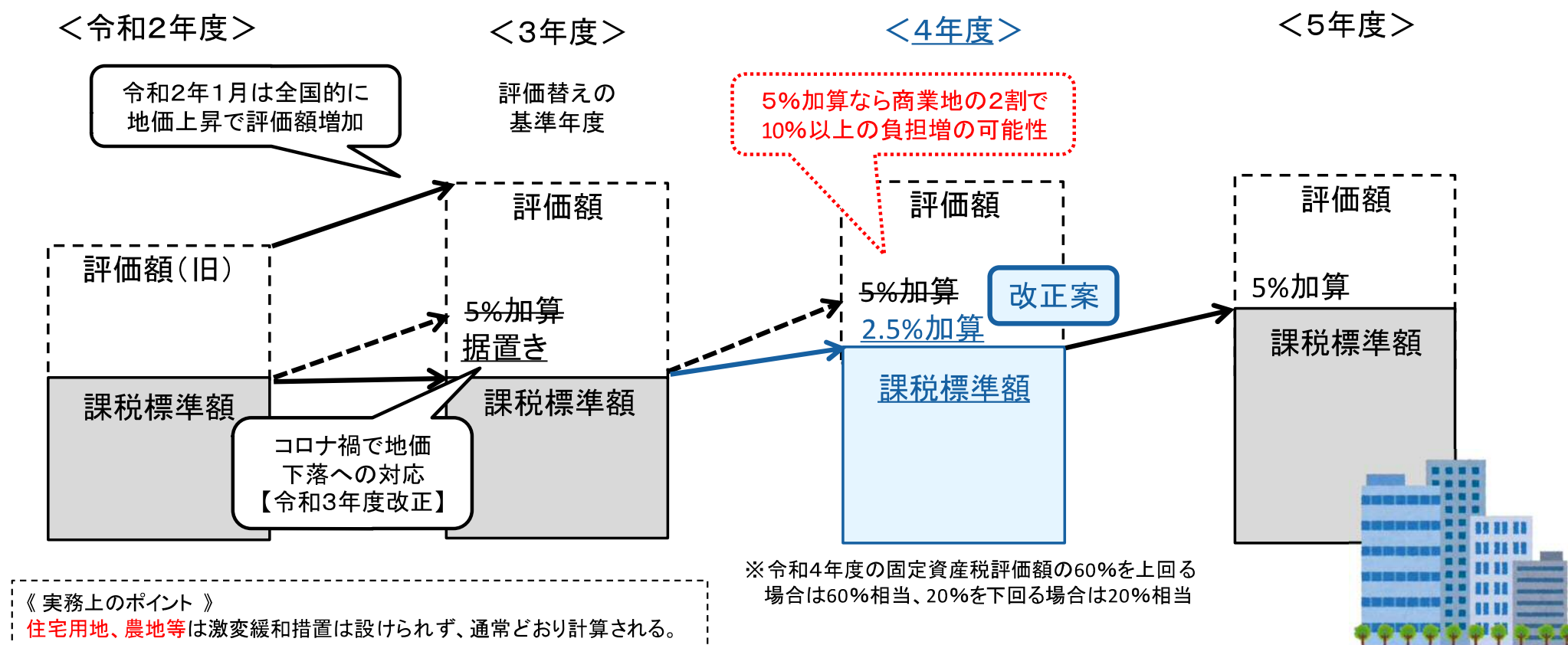


★印: 中古住宅の築年数要件(耐火住宅25年以内、非耐火住宅20年以内)を廃止し、「昭和57年以後に建築された住宅(新耐震基準適合住宅)」に緩和

土地に係る固定資産税の負担調整措置の緩和

景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等（負担水準60%未満）に係る課税標準額の上昇幅を「評価額×2.5%（現行：5%）」に引き下げ、税負担増の緩和が図られる。 ※都市計画税も同様

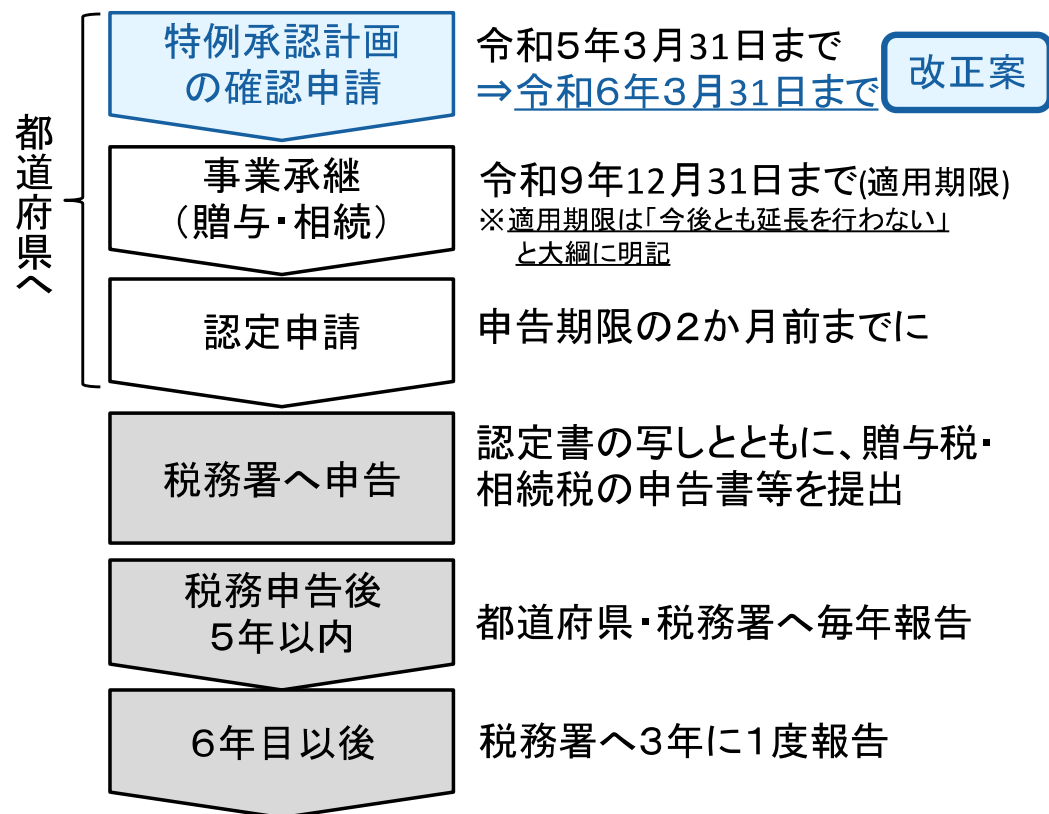
<固定資産税の負担調整措置>



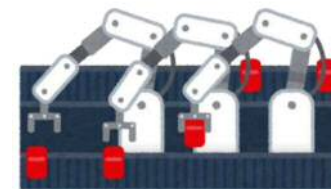
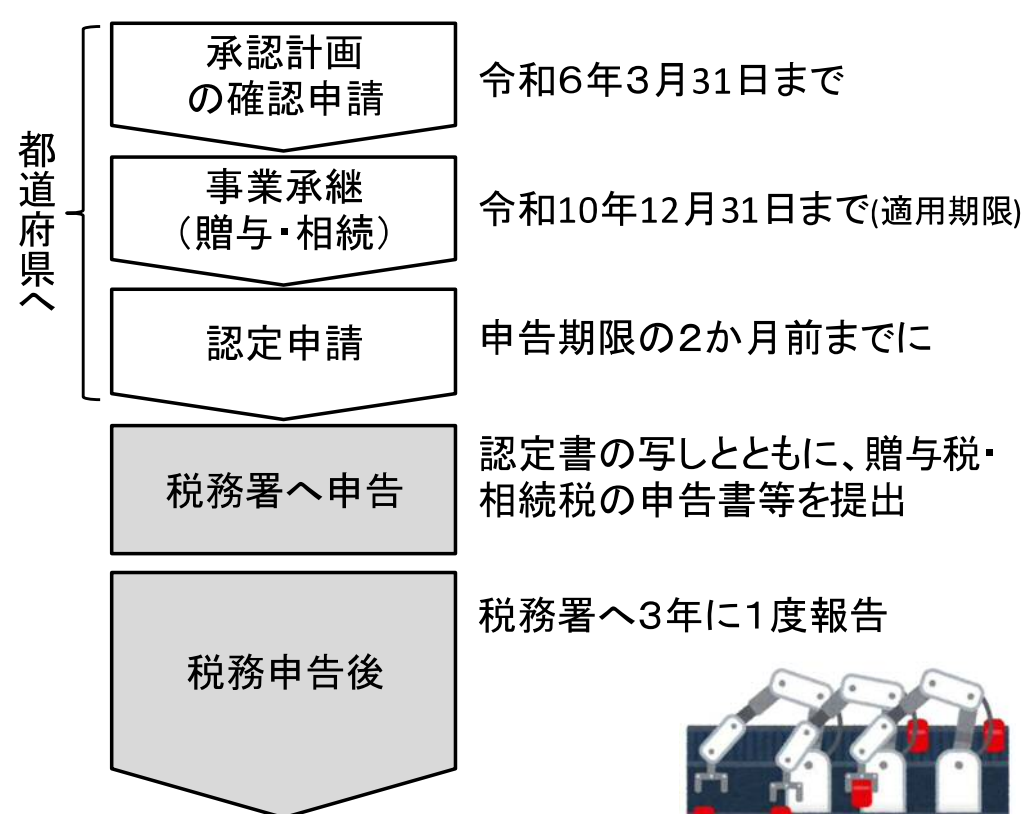
法人版事業承継税制の確認申請期限の延長

新型コロナウイルス感染症の影響により計画策定に時間を要する場合もあるため、法人版事業承継税制の特例承認計画の提出期限が令和6年3月31日まで1年延長される。

法人版事業承継税制(対象:非上場株式等)



個人版事業承継税制(対象:特定事業用資産)



出典: 経済産業省「令和4年度税制改正に関する経済産業省要望」をもとに作成

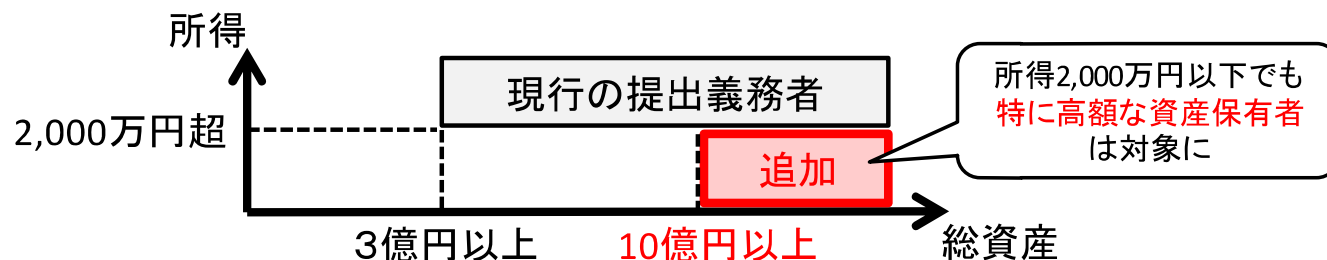
財産債務調書制度の提出義務者の拡大

適正な課税を確保する観点から、財産債務調書の提出義務者に特に高額な資産保有者が追加される。
また、提出義務者の事務負担軽減の観点から提出期限が緩和され、記載省略の範囲も拡大される。

【適用時期】令和5年分以後の財産債務調書

項目	現行制度	改正案
提出義務者	所得2,000万円超、かつ、総資産3億円以上（または有価証券等1億円以上） —	追加 総資産10億円以上（所得基準なし）
提出期限	翌年3月15日	翌年6月30日
記載省略の範囲	取得価額100万円未満の家庭用動産	取得価額300万円未満の家庭用動産

<提出義務者の範囲>



《実務上のポイント》
「国外財産調書制度」も同様に提出期限が緩和され、記載省略の範囲も拡大される。

新しい「賃上げ税制」の全体像

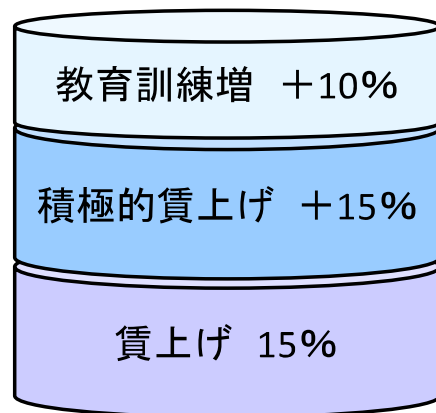
「成長と分配の好循環」の実現に向けて、長期的な視点に立って一人ひとりへの積極的な賃上げを促すため、賃上げに係る税制措置が抜本的に強化される。一方、収益が拡大しているにもかかわらず賃上げも投資も特に消極的な大企業に対し、租税特別措置の適用を停止する措置が強化される。

<賃上げに積極的な企業への支援>

①中小企業向け

控除率:最大40%

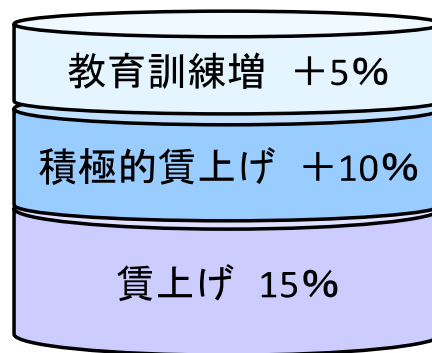
(現行:最大25%)



②大企業向け

控除率:最大30%

(現行:最大20%)



賃上げを促す
アメの部分

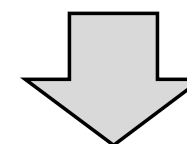
株主・従業員・取引先等に配慮
した経営への取組みを宣言

大規模な企業(★)は
賃上げ方針等の公表も要件

<賃上げに消極的な大企業への措置>

③大企業の研究開発税制等の 不適用措置

大規模な企業(★)
かつ前期黒字



賃上げを促す
ムチの部分

賃上げ要件を強化

★大規模な企業: 資本金10億円以上かつ
常時使用従業員数1,000人以上の大企業

法人税

減 税

賃上げ税制（中小企業の積極的な賃上げ支援）

＜中小企業の所得拡大促進税制の拡充＞ ※個人事業者も同様

項 目		現行制度	改正案
適用時期		令和5年3月31日までに 開始する各事業年度（個人は令和4年）	<u>令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間</u> に開始する各事業年度（個人は <u>令和5・6年</u> ）
適用要件		雇用者全体の給与総額：前期比1.5%以上増	
控除率を 乗ずる対象		雇用者全体の給与総額の前期からの増加額	
控 除 率	基本	15%	
	上 乗 せ	①と②の両方を満たす場合 +10% ①雇用者全体の給与総額：前期比2.5%以上増 ②イまたはロのいずれか イ：教育訓練費：前期比10%以上増 ※確定申告書に教育訓練費の明細書を添付 ロ：経営力向上の証明（経営力向上計画）	①雇用者全体の給与総額：前期比2.5%以上増 <u>+15%</u> ②教育訓練費：前期比10%以上増 <u>+10%</u> ※教育訓練費の明細書を <u>保存</u>
		<u>（経営力向上の証明要件は廃止）</u>	
		<u>40%（①のみ：30%、②のみ：25%）</u>	
	最大	25%	<u>引上げ</u> <u>40%（①のみ：30%、②のみ：25%）</u>
控除上限		法人税額 × 20%	

控除率は過去最高水準に引き上げられた一方、
「控除上限」は据え置かれている点に注意

雇用者全体に対する分配を促す点を維持

給与明細書

個々に要件を
満たせばOKに

賃上げを促す
アメの部分

賃上げ税制（大企業の積極的な賃上げ支援）

＜人材確保等促進税制の改組＞

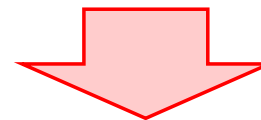
※中小企業・個人事業者も要件を満たせば適用可 ※設立年度は対象外
 ※外形標準課税（付加価値割からの控除制度）も見直し

項 目		現行制度	改正案
適用時期		令和5年3月31日までに 開始する各事業年度（個人は令和4年）	<u>令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間</u> に開始する各事業年度（個人は <u>令和5・6年</u> ）
適用要件		新規雇用者の給与総額：前期比2%以上増 — 大規模な企業は、株主・従業員・取引先等に配慮した経営への取組みを宣言	一人ひとりの賃上げを促す <u>継続雇用者</u> の給与総額：前期比 <u>3%</u> 以上増 ※継続雇用者：当期・前期の全期間の各月分の給与支給がある雇用者 <u>賃上げの方針や取引先への配慮等をサイトで公表</u> ※資本金10億円以上かつ常時使用従業員数1,000人以上の大規模な企業 ※自社サイトで公表したことを経済産業大臣に届け出ている場合に限る。
控除率を乗ずる対象		新規雇用者の給与総額	<u>雇用者全体の給与総額の前期からの増加額</u> 雇用者全体に対する分配を促す
控除率	基本	15%	
	上乗せ	— 教育訓練費：前期比20%以上増 +5% ※確定申告書に教育訓練費の明細書を添付	① <u>継続雇用者の給与総額：前期比4%以上増 +10%</u> ②教育訓練費：前期比20%以上増 +5% ※教育訓練費の明細書を <u>保存</u>
	最大	20%	<u>引上げ</u> <u>30%</u> （①のみ：25%、②のみ：20%） 賃上げを促す アメの部分
控除上限		控除率は過去最高水準に引き上げられた一方、 「 <u>控除上限</u> 」は据え置かれている点に注意	法人税額 × 20%

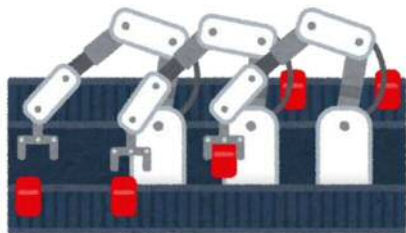
賃上げ税制（賃上げに消極的な大企業への措置）

＜大企業の研究開発税制等の不適用措置の強化＞

項 目	現行制度	改正案	
対象法人	大企業	右記以外 の大企業	<u>大規模な企業(★)かつ前期黒字</u> ★資本金10億円以上かつ常時使用従業員数1,000人以上
①賃上げ要件	継続雇用者の給与総額が 前期を超えること	強化	<u>継続雇用者の給与総額が 前期比1%増(令和4年度は0.5%増)</u> 賃上げを促す ムチの部分
②設備投資要件	国内設備投資額が当期の減価償却費の3割超		
③所得要件	当期所得が前期所得以下		



①②③のいずれも満たさない大企業
(収益が拡大するも賃上げ・投資に消極的な大企業)



【特定税額控除規定】

- ・研究開発税制
 - ・地域未来投資促進税制
 - ・5G導入促進税制
 - ・デジタルトランスフォーメーション(DX)投資促進税制
 - ・カーボンニュートラル(脱炭素化)投資促進税制
- が**不適用**



交際費課税の特例措置の延長

地方活性化の中心的役割を担う中小企業の経済活動を支援する観点などから、次の交際費課税の特例措置が2年延長される。

① 交際費(飲食費や贈答品の費用等)を年800万円までは全額損金算入できる特例措置(中小企業のみ)

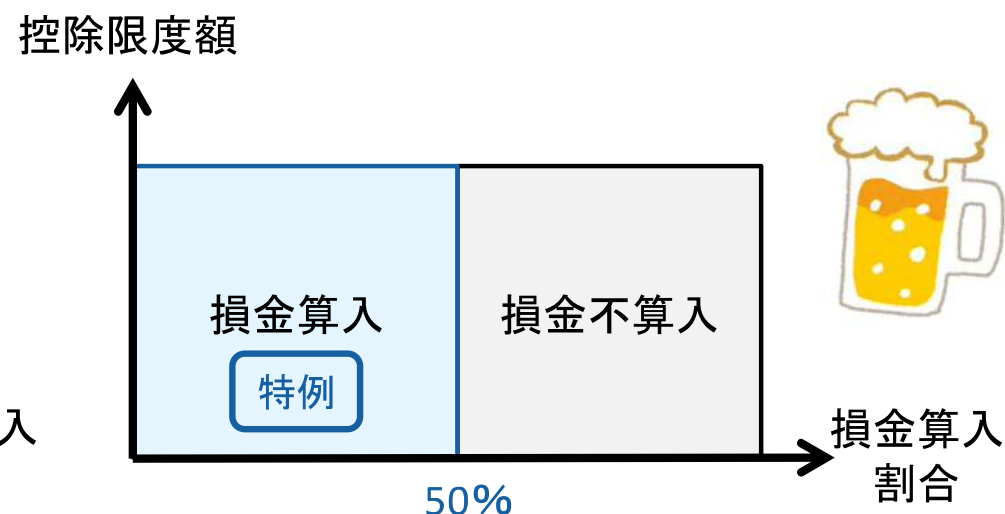
② 接待飲食費の50%を損金算入できる特例措置(中小企業、資本金の額等が100億円以下の大企業)

【適用時期】令和4年4月1日以後開始する事業年度から適用

<① 中小企業の損金算入特例>



<② 接待飲食費の50%損金算入特例>



※ 中小企業は①・②の選択適用

少額な資産（足場・ドローン）のレンタル節税規制

少額な資産（建設用足場・ドローン・LED照明など）の購入を利用した過度な節税に対処するため、下記の①～③の各制度について、対象となる資産から「主要な事業以外への貸付けの用に供したもの」が除かれる。

【適用時期】令和4年4月1日以後 ※個人事業者も同様

制 度	取得価額	償却方法	限度額	貸付け用資産
① 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例(令和6年3月31日まで2年延長)	30万円未満	全額損金算入	年300万円	改正案 貸付けは対象外 ※主要な事業として 行われるものはOK
② 一括償却資産の損金算入制度	20万円未満	3年均等償却	(限度なし)	
③ 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度	10万円未満	全額損金算入		



<各年の損益>

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
売却益					+150
賃貸料	+150	+150	+150	+150	+150
費用	▲900				

本業と関係のない足場やドローンを大量購入（単品9万円）して貸付け



10万円未満のため全額費用計上
 「本業の利益」と相殺（節税）
 ※賃貸料・売却益で複数年かけて投資回収

「本業以外の貸付け」を対象外に
 ⇒毎年、減価償却で費用計上

法人税の租税特別措置の延長・廃止

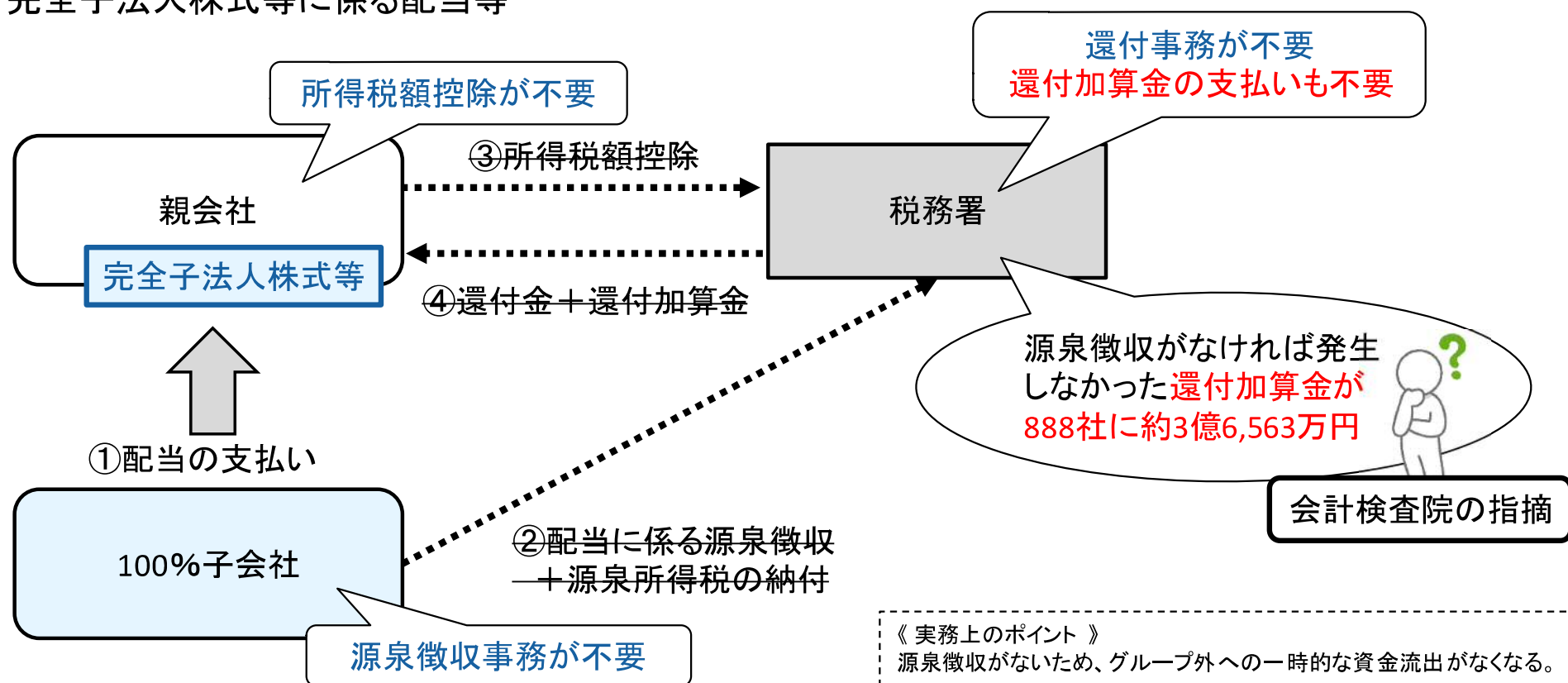
租税特別措置	大綱	改正案	
5G投資促進税制 通信の高速大容量規格「第5世代移動通信システム」の 関連投資額の15%税額控除・30%特別償却	P4,51,52	3年延長	・投資の前倒し(3年内の早期普及)を促す ため、 <u>税額控除率を段階的に引下げ</u> (令和4年度:15%(都市部9%) 5年度:9%(都市部5%) 6年度:一律3%)
オープンイノベーション税制 スタートアップ企業の株式を取得する場合、出資額の25% を損金算入	P2,3,49	2年延長	・出資対象に <u>設立15年未満の研究開発型 スタートアップ</u> を追加(現行:設立10年未満) ・株式保有期間を <u>3年</u> (現行:5年)以上に 短縮して出資ハードルを下げる
地方拠点強化税制 地方において、本社機能拡充や東京23区からの本社移転 を行う企業に対してオフィス減税・雇用促進税制	P4,49～51		・ <u>雇用者増加要件※の撤廃</u> ※「地方事業所基準雇用者数のうち、有期雇用・パート タイムである新規雇用者を除いた数が2人以上」の要件 ・対象に <u>情報サービス事業部門</u> を追加
海外投資等損失準備金	P64		
大法人の欠損金の繰戻し還付制度の不適用			
倉庫用建物等の割増償却	P64,65		・割増償却率を <u>8%</u> (現行:10%)に引下げ
障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却	P64	適用期限(R4.3.31)の到来をもって <u>廃止</u>	
平成21・22年に先行取得した土地等の課税の特例	P65	適用期限が到来したため、その規定を <u>削除</u>	

完全子法人株式等配当の源泉徴収の不適用①

「完全子法人株式等」と「一部の関連法人株式等」に係る配当等については、所得税を課さず、源泉徴収を行わないこととされる。

【適用時期】令和5年10月1日以後に支払を受けるべき配当等

(例) 完全子法人株式等に係る配当等

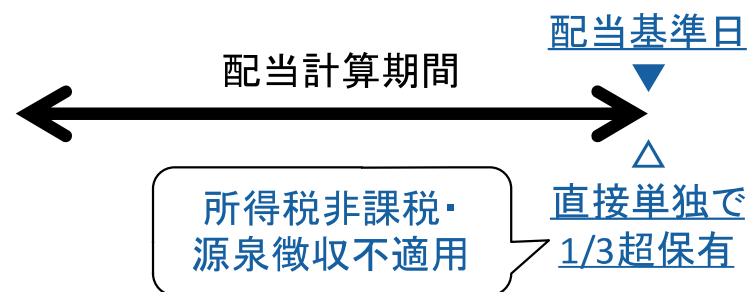


完全子法人株式等配当の源泉徴収の不適用②

＜対象となる株式等の範囲＞

区 分	受取配当等益金不算入	改正案 所得税非課税・源泉徴収不適用	
<u>完全子法人株式等</u> (配当計算期間中、100%継続保有)	100%益金不算入	<u>対 象</u>	
<u>関連法人株式等</u> (配当計算期間中、1/3超継続保有)	100%益金不算入 ※負債利子控除あり	① <u>配当基準日に直接単独で</u> <u>1/3超保有する株式等</u> <u>※名義人として保有するものに限定</u>	<u>対 象</u>
		② 上記以外の関連法人株式等	(対象外)
その他の株式等	50%益金不算入	(対象外)	
非支配目的株式等 (配当基準日に5%以下保有)	20%益金不算入		

＜対象になる関連法人株式等＞



源泉徴収をする「配当支払側」が持つ情報だけで
確実に判断できるものに限定

※完全子法人株式等は配当受取側も配当支払側もすべて
100%グループ内で確実に判断できるため、すべてが対象

外形標準課税の所得割の税率の見直し

外形標準課税の適用対象法人（資本金1億円超）の法人事業税・所得割について、**年800万円以下の所得に係る税率が廃止**され、標準税率が**1.0%**に一本化される。

【適用時期】**令和4年4月1日以後**に開始する事業年度から

<所得割（外形標準課税）の税率>

項 目		現行制度	改正案
適用年度		令和元年10月1日以後開始事業年度	令和4年4月1日以後開始事業年度
所得区分	廃止 年400万円以下	0.4%（1.44%）	1.0%（3.6%）
	年400万円超 年800万円以下	0.7%（2.52%）	
	年800万円超	1.0%（3.6%）	

※表中のカッコ内は「特別法人事業税」相当分を含む税率

《今後の検討課題》

「経済社会の構造変化に伴い、外形標準課税の対象法人の数や態様は大きく変化しており、今後、こうした原因・課題の分析を進めるとともに、**外形標準課税の適用対象法人のあり方**について、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。」

上場株式等の配当所得等の課税方式の一体化

現行制度では、上場株式等の配当所得・譲渡所得について所得税と個人住民税で「異なる課税方式」が選択可能だが、**個人住民税の課税方式を所得税と一致**させる。

【適用時期】令和6年度分以後の個人住民税（※経過措置が講じられる予定）

＜上場株式等の配当所得の課税方式の選択例＞



所得税

個人住民税

申告不要
税率15%

申告不要
税率5%

総合課税
累進税率－配当控除

総合課税
税率10%－配当控除

改正案

所得税と個人住民税
の課税方式を一致
(異なる選択は不可)

平成29年度改正で
「異なる課税方式」の
選択可能が明確化

総合課税
累進税率－配当控除

≠

申告不要
税率5%

※上場株式等の配当所得
上記のほか「申告分離課税」が選択可能

※上場株式等の譲渡所得
「申告不要」と「申告分離課税」が選択可能

国民健康保険料等の算定
に影響しないメリットも

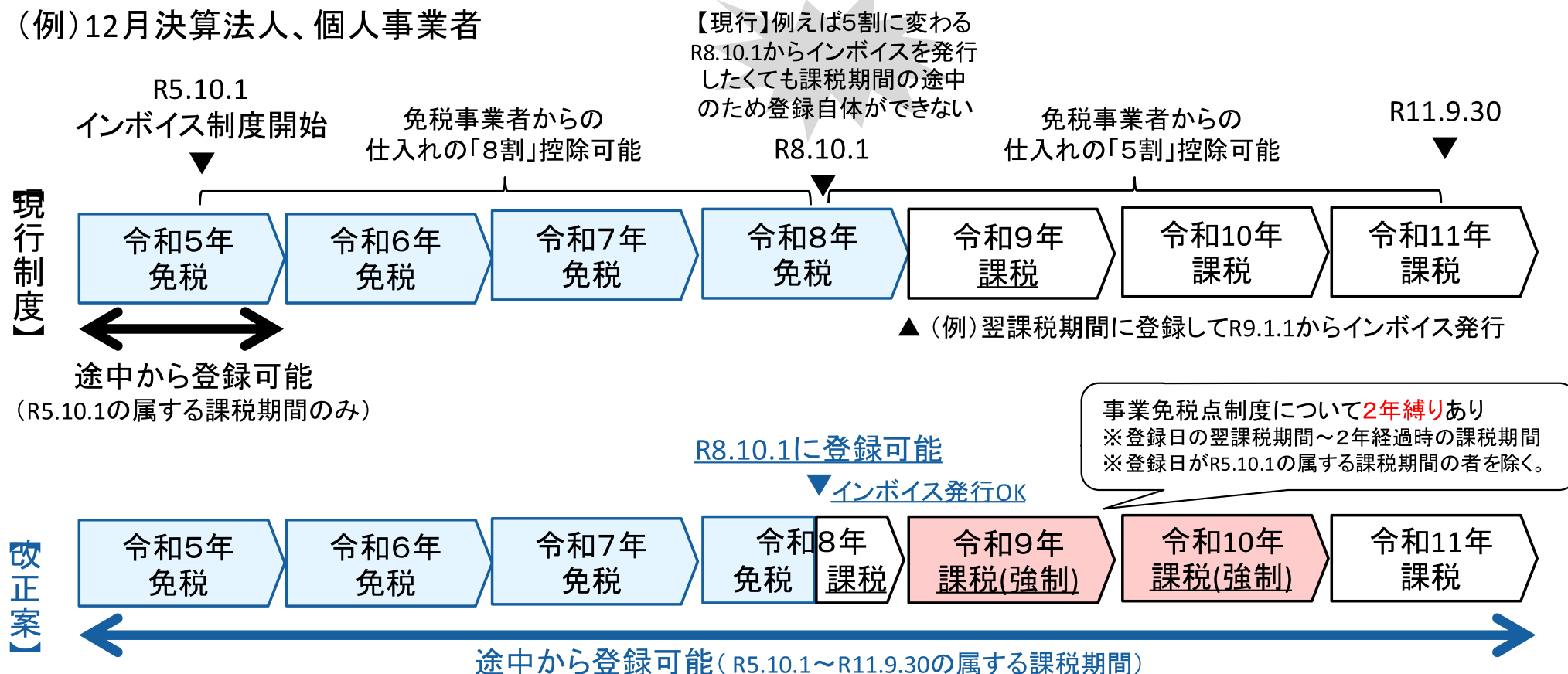
《 実務上のポイント 》

上場株式等に係る譲渡損失の損益通算・繰越控除の適用要件が
所得税と一致するよう規定の整備も行われる。

消費税のインボイス制度の登録手続の緩和

インボイス制度への円滑な移行のため、免税事業者が「適格請求書発行事業者」に適切なタイミングで登録できるよう、**令和5年10月1日から令和11年9月30日の属する課税期間（導入開始から6年間）**においても、**課税期間の途中からの登録が可能**となる。

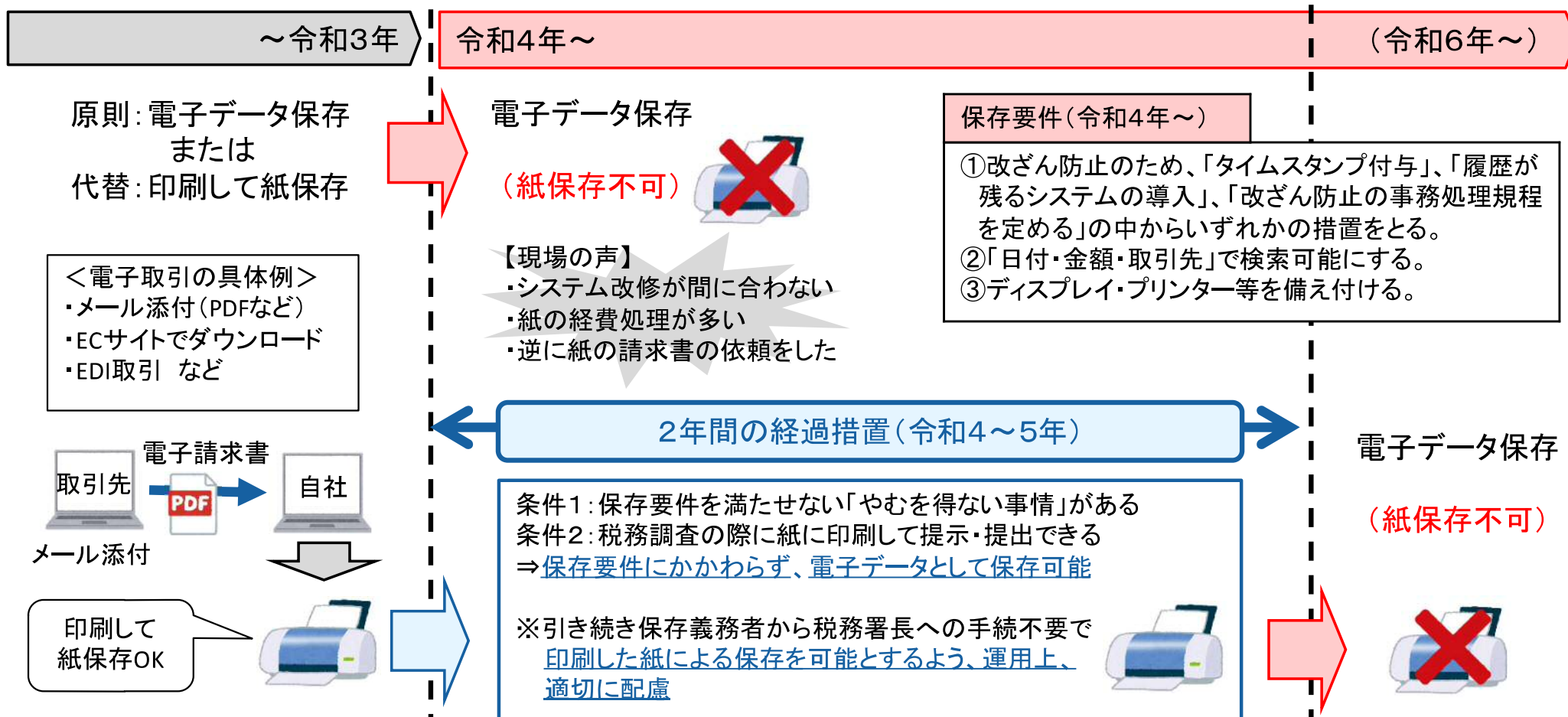
（例）12月決算法人、個人事業者



電子取引のデータ保存の経過措置

電子取引の取引情報に係るデータ保存への円滑な移行のため、**2年間の経過措置**が整備される。

【適用時期】令和4年1月1日以後に行う電子取引の取引情報



帳簿不提出や悪質な納税者への対応

記帳義務の不履行や税務調査時の簿外経費の主張等に対する不利益がない中では、悪質な納税者に利するような事例も生じていることから、**次の2つの対応(不利益措置)**を行う。



納税環境整備の今後の議論の方向性(R3.11.19報告)

- ・複式簿記、優良な電子帳簿の普及・一般化
- ・電子化を通じた簡便な税務手続の推進
- ・プラットフォーム事業者からの情報提供
- ・**帳簿不保存・記帳不備、特に悪質な納税者への対応**

令和5年度改正
以降で早急に検討

今すぐ対応が必要

(1) 帳簿不提出等に対する加算税の加重措置

帳簿の記帳状況		改正案
不提出・不提示(不記帳・不保存)		過少申告加算税 ・無申告加算税
記帳不備	記載が著しく不十分 ※売上金額の1/2以上が不記載	±10%(加重)
	記載が不十分 ※売上金額の1/3以上が不記載	±5%(加重)
	上記以外	(加重なし)
上記のうち、やむを得ない事情がある場合		

【適用時期】令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税

(2) 存在が不明な簿外経費の損金不算入措置

隠ぺい仮装行為や無申告		簿外経費が帳簿等から明らかでなく、反面調査でも認められない場合
簿外経費の状況		改正案
売上原価	資産の販売・譲渡等に直接要するもの	(対象外)
	上記以外	法人税: 損金不算入 所得税: 必要経費不算入 ※一部対象外
費用、損失		

【適用時期】令和5年1月1日以後に開始する事業年度の法人税
令和5年分以後の所得税

税理士制度の見直し①

「税理士法に関する改正要望書」を受けた改正
※日本税理士会連合会が令和3年6月に機関決定

コロナ後の新しい社会を見据え、(1)税理士の業務環境や納税環境の電子化といった、税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに、(2)多様な人材の確保や、(3)国民・納税者の税理士に対する信頼と納税者の利便の向上を図る観点から、税理士制度が見直される。

(1) 税理士の業務環境や納税環境の電子化への対応

項 目	改正案	適用時期
税理士の業務の電子化等の推進	「税理士及び税理士法人は、 税理士の業務の電子化等 を通じて、納税義務者の利便の向上及び税理士の業務の改善進捗を図るよう努めるものとする」旨を規定	R4.4.1～
	税理士会・日本税理士会連合会の会則の記載事項に「 税理士の業務の電子化に関する規定 」を追加	
事務所の判定基準の見直し	税理士事務所に該当するかどうかの判定について、 設備や使用人の有無等の物理的事実によって行わないこと を運用上対応(税理士業務の電子化や多様な働き方に対応)	R5.4.1～
税務代理の範囲の明確化	税務代理の前提となる通知等の受領の代理 も税務代理に該当することを運用上明確化	R4.4.1～
	税務代理権限証書に 税理代理に該当しない代理の記載欄 を追加(一般の代理も1枚の書面で対応可能に)	R6.4.1～
その他	税理士会・日本税理士会連合会の総会等の招集通知・委任状は「書面」に限定→ 電磁的方法 も可能に	R4.4.1～
	税理士名簿や税理士の業務帳簿等の電子記録媒体が磁気ディスク等に限定→ 電磁的記録 で作成可能に	

(2) 多様な人材の確保

項 目	改正案	適用時期
税理士試験の受験資格緩和	会計学科目(簿記論・財務諸表論)の受験資格を不要化 (高校生や大学1・2年生も受験可能)	R5.4.1～
	受験資格(学識)の履修科目要件「法律学または経済学」→「 社会科学に属する科目 」に広げ緩和	



税理士制度の見直し②

「税理士法に関する改正要望書」を受けた改正
※日本税理士会連合会が令和3年6月に機関決定

(3) 国民・納税者の税理士に対する信頼と納税者の利便の向上を図るための環境整備

項 目	改正案	適用時期
税理士法人制度の見直し	税理士法人の業務に「租税教育・普及啓発業務」や「成年後見業務」を追加 社員の法定脱退事由に「懲戒処分等により税理士業務が停止されたこと（業務停止）」を明記	R4.4.1～
懲戒処分を受けるべきであったことについての決定制度の創設等	【背景】 税理士法違反（脱税相談等）の対象が現役の税理士のみ ↓ 懲戒手続前に自ら登録を抹消する「懲戒逃れ」が問題に  ① 元税理士が税理士であった期間内に懲戒処分となる行為・事実があると認めたときの「懲戒処分を受けるべきであったことの決定」を創設 ② 財務大臣は元税理士が受けるべきであった懲戒処分の種類や税理士業務の停止をすべき期間を明らかにし、決定をしたときは、遅滞なくその旨を官報公告する。 ③ 税理士の欠格条項や登録拒否事由に①で決定を受けた元税理士を追加（再登録3年間不可など）	R5.4.1～
懲戒処分等の時効制度の創設	税理士の懲戒に相当年数が経つと反論資料等が残っていないなど十分に自らを防御できない恐れ → 税理士に対する懲戒処分や元税理士への決定について除斥期間（10年間）が設けられる。	
税理士法違反行為の調査の見直し	- 調査対象に元税理士やニセ税理士を追加 - 関係人や官公署に対し、必要な帳簿書類等の閲覧・提供の協力要請	

(4) その他様式の整備

- ・税理士が申告書に添付することができる計算事項、審査事項等を記載した書面 → 実務を踏まえて様式の簡素化等（R6.4.1～）
- ・税理士試験受験願書に関する様式 → 写真の大きさ以外の制限を不要とする等の見直し

その他の改正項目

税目	項目	改正案	適用時期	大綱
所得税	上場株式等の配当所得の「大口株式等」の要件の見直し	個人と「同族会社(50%超の株式保有)」との株式等保有割合の合計が3%以上の場合には、配当所得は 総合課税 の対象に ※会計検査院は申告不要の利用で122人に合計13億4,880万円の差があると指摘	R.5.10.1～	P27
	年末調整・確定申告の電子化推進	社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除も 電子化の対象 に	R4年分～	P30,31
法人税	資本の払戻しに係るみなし配当の計算方法の見直し	資本の払戻しに係るみなし配当の額の計算における投資元本の払戻し部分の金額は、「 減少した資本剰余金の額 」を 限度 に ※最高裁判決(R3.3.11)を受けた改正	R4.4.1～	P58
	固定資産の補助金の圧縮記帳	補助金の 「事後」交付 を受ける場合も適用があることを法令上明確化	—	P58,59
	グループ通算制度の見直し	離脱時の投資簿価修正、時価評価資産の取扱いの見直しなど	R4.4.1～	P67～69
消費税	インボイス制度導入のための整備	仕入明細書による仕入税額控除の見直しなど	R5.10.1～	P72,73
	外国人旅行者向け免税制度の免税対象者の明確化	免税店で発生する「待ち行列」の緩和や免税販売機会の拡大のため、免税対象者が「外為法に規定する非居住者」のうち、次に限定される。 ① 外国人:「短期滞在」「外交」「公用」の在留資格を有する者など ② 日本人:海外在住2年以上の者(戸籍の附票の写し、在留証明で証明) ※外国人留学生や企業研修生などの長期滞在者が除外(悪質な転売防止)	R5.4.1～	P73,74
印紙税	特別貸付の印紙税非課税の延長	新型コロナウイルス感染症の特別貸付けに係る消費貸借契約書の非課税措置を 1年延長(R5.3.31まで)	—	P46
納税環境整備	所得税、個人事業者の消費税の納税地の変更・異動手続の見直し	納税地の変更や異動の届出書→ 提出不要 に	R5.1.1～	P30,74
	修正申告書等の記載事項	修正申告書・更正の請求書について、税務署が当初申告で把握している修正申告「前」・更正の請求「前」の課税標準等を 記載不要 に	R4.12.31～	P88
	相続税申告の添付書類の提出	添付書類が多いことからe-Taxの場合でも 光ディスク 等で提出可能に	R4.4.1～	P88,89

令和5年度税制改正に先送りされた主な検討事項

◆金融所得課税のあり方(大綱P9,10)

「**高所得者層**において、所得に占める金融所得等の割合が高いことにより、所得税負担率が低下する状況がみられるため、これを是正し、税負担の公平性を確保する観点から、**金融所得に対する課税のあり方について検討**する必要がある。その際、一般投資家が投資しやすい環境を損なわないように十分に配慮しつつ、諸外国の制度や市場への影響も踏まえ、**総合的な検討**を行う。」

◇金融所得課税一体化(デリバティブ取引)(大綱P96)

「**デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化**については、金融所得課税のあり方を総合的に検討していく中で、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、**早期に検討**する。」

◆完全子法人株式等配当の源泉徴収不適用の税収への影響と対応(大綱P8)

「完全子法人株式等及び関連法人株式等の配当に係る源泉徴収の見直しにより、令和5年度の税収が減少すると見込まれることを等を踏まえ、**その影響を緩和するための必要な対応等**について、**令和5年度税制改正において検討**する。」

◇未来への投資等に向けた経済界への期待(大綱P4)

「**来年以降**、経済界の取組状況等も見極めつつ、**積極的に未来への投資**に取り組む企業に対しては**真に有効な支援**を行うとともに、**十分な投資余力があるにもかかわらず活用されていない場合**に、企業の行動変容を促すためにどのような対応を講ずるべきかといった視点からも、**幅広く検討**を行う。」

◆相続税・贈与税のあり方(資産移転時期の選択に中立的な税制の構築)(大綱P11)

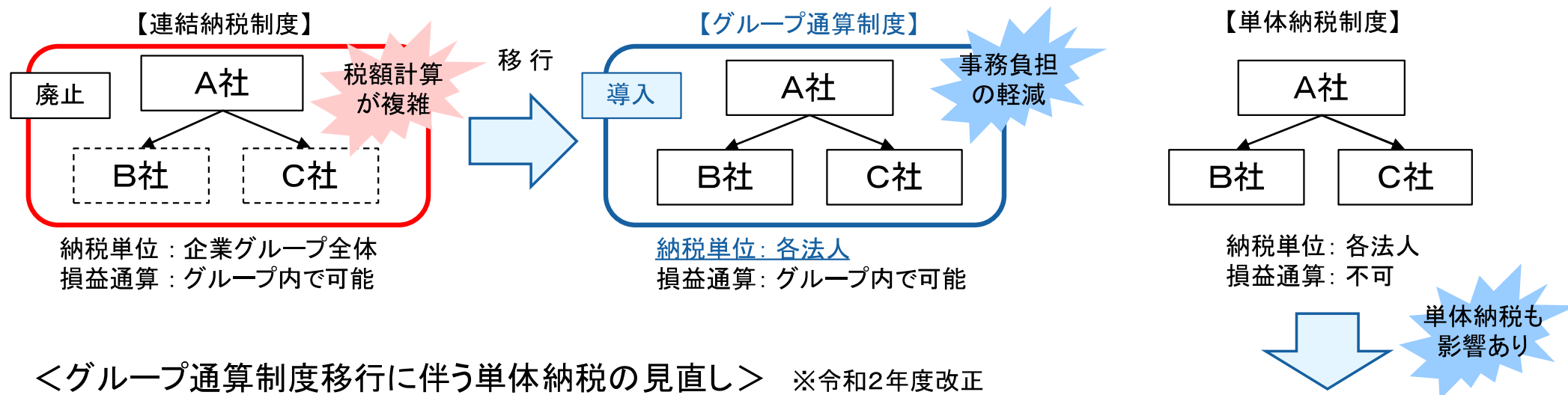
「今後、諸外国の制度も参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化防止等の観点も踏まえながら、**資産移転時期の選択に中立的な税制の構築**に向けて、**本格的な検討を進める**。」

(参考) 令和4年に開始する過年度改正項目①

税目	項 目	改正内容	適用時期	改正年度
所得税	退職所得課税の適正化	役員等以外も勤続年数5年以下の短期の退職金（退職所得控除額を控除した残額のうち300万円超の部分）を2分の1課税の対象外に	令和4年1月1日～	令和3年度
納税環境整備	電子帳簿保存制度の見直し	・事前承認制度の廃止 ・優良な電子帳簿の普及促進 ・スキャナ保存制度の大幅緩和 ・電子取引のデータ保存の要件緩和		
		・【追加】電子取引のデータ保存の経過措置		令和4年度
相続税 贈与税	相続税の未成年者控除	対象となる相続人の年齢の引下げ 20歳未満→18歳未満に	令和4年4月1日～ ※成年年齢の引下げ の民法改正が施行	令和元年度
	贈与税の税率の特例（子・孫の税率構造緩和）	「受贈者」の年齢要件の引下げ 20歳以上→18歳以上に		
	相続時精算課税制度、特例（孫等も対象）			
	事業承継税制			
	結婚・子育て資金一括贈与非課税制度			令和3年度
	【追加】住宅取得等資金贈与非課税制度	令和4年度		
法人税	グループ通算制度の導入	連結納税制度が廃止され、グループ通算制度に移行（次ページ参照）	令和4年4月1日以後 開始事業年度～	令和2年度
	グループ通算制度移行に伴う単体納税の見直し	単体納税も受取配当等の益金不算入制度などを見直し（次ページ参照）		

(参考) 令和4年に開始する過年度改正項目②

＜グループ通算制度の導入(連結納税制度からの移行)＞ ※令和2年度改正



＜グループ通算制度移行に伴う単体納税の見直し＞ ※令和2年度改正

主な制度	内 容	現行制度	令和4年4月1日以後開始事業年度	
受取配当等の 益金不算入	関連法人株式等の 控除負債利子の計算	原則法または簡便法	関連法人株式等の配当×4％ （その事業年度に支払う負債利子×10％を上限）	
	関連法人株式等と 非支配目的株式等の判定	各法人の保有割合で判定	100％グループ内の法人全体 の保有割合で判定	グループ 法人税制 に該当
貸倒引当金	一括評価金銭債権の 設定対象になる金銭債権	100％グループ内の 法人間の金銭債権を含む	100％グループ内の法人間 の金銭債権を除外	
寄附金の 損金不算入	損金算入限度額の計算に おける資本基準額	税務上の資本金等の額	会計上の資本金の額と資本準備金の額の合計額	